

令和3年 壱岐市議会定例会 3月 会議録 (第6日)

議事日程 (第6号)

令和3年3月17日 午前10時00分開議

日程第1	議案第9号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告 ・可決 本会議・可決
日程第2	議案第10号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告 ・可決 本会議・可決
日程第3	議案第11号	壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告 ・否決 本会議・否決
日程第4	議案第12号	壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告 ・可決 本会議・可決
日程第5	議案第13号	壱岐市敬老祝金条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告 ・可決 本会議・可決
日程第6	議案第14号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告 ・可決 本会議・可決
日程第7	議案第15号	壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第16号	壱岐市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定について	総務文教厚生常任委員長報告 ・可決 本会議・可決
日程第9	議案第17号	令和2年度壱岐市一般会計補正予算 (第13号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第18号	令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第5号)	総務文教厚生常任委員長報告 ・可決 本会議・可決
日程第11	議案第19号	令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)	総務文教厚生常任委員長報告 ・可決 本会議・可決
日程第12	議案第20号	令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)	総務文教厚生常任委員長報告 ・可決 本会議・可決
日程第13	議案第21号	令和2年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第22号	令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算 (第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第23号	令和2年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第24号	令和3年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決

日程第17	議案第25号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告 ・可決 本会議・可決
日程第18	議案第26号	令和3年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告 ・可決 本会議・可決
日程第19	議案第27号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告 ・可決 本会議・可決
日程第20	議案第28号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第29号	令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告 ・可決 本会議・可決
日程第22	議案第30号	令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第31号	令和3年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	同意第1号	壱岐市監査委員の選任について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・同意
日程第25	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・了承
日程第26	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・了承
日程第27	議員派遣の件		原案のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第6号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 中原 正博君	2番 山川 忠久君
3番 山内 豊君	4番 植村 圭司君
5番 清水 修君	6番 土谷 勇二君
7番 久保田恒憲君	8番 音嶋 正吾君
9番 小金丸益明君	10番 町田 正一君
11番 鵜瀬 和博君	12番 中田 恭一君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 赤木 貴尚君	16番 豊坂 敏文君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉井 弘二君 事務局次長 村田 靖君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君 副市長 …………… 眞鍋 陽晃君
教育長 …………… 久保田良和君 総務部長 …………… 久間 博喜君
企画振興部長 …………… 本田 政明君 市民部長 …………… 石尾 正彦君
保健環境部長 …………… 崎川 敏春君 建設部長 …………… 増田 誠君
農林水産部長 …………… 谷口 実君 教育次長 …………… 西原 辰也君
消防本部消防長 …………… 山川 康君 総務課長 …………… 中上 良二君
財政課長 …………… 松尾 勝則君 会計管理者 …………… 松本 俊幸君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案3件を受理しております。

日程第1. 議案第9号～日程第23. 議案第31号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、議案第9号から日程第23、議案第31号まで23件を一括議題とします。

本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。鵜瀬和博総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（鶴瀬 和博君） マスクを取らせて報告をさせていただきます。

令和3年3月17日、壱岐市議会議長豊坂敏文様、総務文教厚生常任委員会委員長鶴瀬和博。委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第9号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。

議案第10号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第11号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について、否決。

議案第12号壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第13号壱岐市敬老祝金条例の一部改正について、原案可決。

議案第14号壱岐市介護保険条例の一部改正について、原案可決。

議案第16号壱岐市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定について、原案可決。

議案第18号令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、原案可決。

議案第19号令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第20号令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第25号令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第26号令和3年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第27号令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第29号令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

委員会意見、議案第9号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、壱岐市文化財展示施設（小金丸記念館・壱岐風土記の丘・松永記念館・ふるさと資料館）再編検討委員会を早期に開催され、松永安左エ門記念館のあり方に関する提言書はじめ、文化財展示施設の再編の方向性について議会に逐次報告すること。

議案第11号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について、将来にわたり責任ある行財政運営を行っていくために、令和3年度を本市財政の立て直し元年と位置づけ、行政改革を断行していくという決意は十分理解はする。

しかし、本議案の市長、副市長、教育長の給与削減額は財政としてさほど影響がなく、そのこと以上に徹底した内部管理経費の削減はもとより、市民サービスを念頭に公共施設の統廃合をはじめ事業の廃止や一時的な休止・縮小など、これまで以上に踏み込んだ見直しを早期に図ることにより、財政再建に向けた行財政改革に取り組むことこそが急務である。

議案第12号壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、県下

において市直営の家畜診療所を有する市は皆無であり、将来的に移譲も含め共済組合等関係機関との協議を進められたい。

議案第25号令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について、国民健康保険税の急激な税率の上昇を抑えるために、これまで国民健康保険財政調整基金から繰り入れを行ってきたが、令和3年度の予算調整で基金がほぼ枯渇した状況になり、今後、国民健康保険税の税率を引き上げなければならない厳しい状況にある。

保険税の収納率の向上と効果的・効率的な保健事業を展開し、持続可能な国民健康保険事業となるよう早急な取組を進めること。

また、直営診療施設である湯本診療所については、一地区のみに公設の診療所の開設維持のため一般会計から1,000万円以上の繰入れを継続することは不平等と言わざるを得ない。閉院についての方針を早期に示すこと。

所管事務調査といたしまして、市内保育所・幼稚園の統廃合については、平成26年11月、壱岐市子ども子育て会議による壱岐市幼稚園及び保育所運営のあり方についての答申に基づき、実情を考慮しながら段階的に市立保育所及び幼稚園においてそれぞれ取り組んでいる。本市の未来を担う子どもたちに、より良質な教育・保育環境を提供するためにも市立保育所及び幼稚園を集約し、民営化を含めた認定こども園への再編について協議検討すること。

今後、実施にあたっては、保護者はじめ地域へ十分説明すること。また、近年、出生数も減少しており、幼保一元化と併せて小学校の統廃合も早期に机上にあげ、検討に着手すべきである。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げておきます。質疑はありませんか。町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 委員長にお尋ねします。

質疑通告で、僕、ずっと質疑しとったんですが、今回、予算としてこの検討委員会の費用弁償として22万円計上されております。小金丸記念館、それから出合いの村、それから松永記念館、それと松永記念館に隣接する資料館、このたった4施設について、僕も前も言ったけども、こういった検討委員会を設置する専門性があるとは思わないんです。総務委員会のほうでもそれは議論されて、専門性が必要だと、教育委員会では任せられないということで多分議論されたんですけども、教育委員会には文化財班もあり社会教育課もあり、そこで出した政策の結論は、総務委員会のほうに話せば僕は済むことだと思っているんですが、どういう判断でこの審査委員会、議案第9号を了解されたのかが全く分からない。今のが1点です。

2番目に、既に西部開発センターの休館、それから箱崎中学校の旧体育館の休館、これはもう

回覧で市民に回しています。こういった教育委員会、僕はそれは構わないと思っているです。利用が少ないと、あるいはこの財政、今、委員長が言ったように、こういった財政が厳しいんだから少しでもという形で休館を政策的判断をされたと思うんです。それは大いに尊重したいと僕も思いますが、なぜこの、僕は小金丸記念館と出会いの村と、その資料館、松永記念館、どうされるのかとかいうのがどう違うのか。市民の意見がその4施設においては特別に必要だとか、特別な専門性が必要だとかいう理由がさっきも分からないと、政策と判断——僕は今度、敬老祝い金とか何とかも下げています。これは市長の多分政策判断だと思います。こんなの本当は誰もやりたくないし、責任も取りたくないんです。それでもこうやって提案されている以上、それは僕は尊重せなきゃいかんと思っています。ところが一方で、この審査委員会なるものは、僕は教育委員会の責任逃れとしか思えない。こんなものは、自分たちのルーティーンワークだろうと僕は思っています。

以上です。

それから、委員会の審査内容で委員長の報告にありませんでしたけども、教育長は多分、会合1回ぐらいで結論を出すというふうに言われたそうですが、たった1回の審査委員会で、それで結論出すようだったら、12人のところを回って歩いて教育長が。そんなもん、二、三日あったら全部回れるでしょうが。市民の意見を聞く必要があると言うんだったら、その12人が市民の意見を代表しているのか、多分何人か公募されるんでしょう。それでこの例えば松永記念館について、もしその審査委員会が、もうこんなもん必要ないと、費用対効果がないということで閉館だと言われるんだったら、それをまた政策判断として出すわけですか。僕はもうよく分からない。なぜこんなものが必要とされるのか。僕は教育委員会が市長みたいにその批判を恐れんで、今もうやらざるを得んということで市長は今度出されました。僕は大いに、それはもうしょうがないと。財政は、令和6年ですよ、一番返済のピークを迎えるのは。たった20万と言われるかもしれんけれども、僕はこういうのが積もり重なって、今までの財政のあかみたいのができるとなっていると思っています。それこそ教育委員会が政策判断して総務委員会に持ってくれば、総務委員会は市民の代表なんですよ、議員は。そこで結論出せばいいことじゃないんですか。

以上3点について、答弁をお願いします。

○総務文教厚生常任委員長（鶴瀬 和博君） 私のほうからは、議案についてのお答えはできませんので、委員会の審査中の経過について御報告をいたします。

まず、町田議員が言われました文化財の展示施設において、出会いの村と言われましたが、出会いの村ではなくて、小金丸記念館、壱岐風土記の丘、松永記念館、ふるさと資料館の4つです。

我々が審査する中で教育長の答弁といたしましては、教育行政の中で、これまでいろいろと実施してきたところ、教育委員会または教育長が市民の意見を聞かず決定、実施しているとの多く

の声を頂いていたと。今回のこの4施設につきましては、寄贈いただいた作品そして文化財もあり、教育委員会だけで判断、策定ができず、ぜひそういった声を取り入れた、市民を入れた委員会を設置して、手順を踏んで実施していきたいとのことでありました。それが1点目です。

2点目について、今、町田議員が言われました社会体育教育施設については、委員会の中では質疑、発言等はあっておりません。

3番目の、何回ぐらい予定されているのかということですが、教育長の発言としては、1回をめどに協議をしたい、そのために、分かりやすい資料を作成して、その中で協議をして再編の方向性を決定したいとのことでありました。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 委員長にお尋ねしますが、今まで教育行政の中で、市民の意見を聞かずに判断した、そのために市民のほうから批判が来たということなんですが、そういう施設があったんですか、今まで、過去。

○総務文教厚生常任委員長（鵜瀬 和博君） その点につきましては、委員会の中では具体的にどういったことだという質疑もありませんでした。ただ、施設というか、これまで教育行政の中で様々な取組をした中でそういった声があったということでありました。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） それはもうぶっちゃけた話、要するに教育委員会が今まで——僕はちょっと具体例出せと言っても、具体例も議論されていないということですよ。その教育委員会が一方的に何か話を進めたら市民のほうから多数批判が来たということですよ。だから今回はその手順を踏む形で、要するに教育委員会の防波堤みたいに、政策判断の防波堤みたいにこの審査委員会をつくりたいということですよ、分かりやすく言えば。これはもう、ちょっと教育長に質問するわけにいかないけども、僕はよくこんなんで可決したと思いますよ。僕はもう、どんな議論したんだと。こんなもんをずっと認めよったら、今後も恐らく、例えば法律に決められておる、例えば公営住宅法に決められおる入居者の審査委員会とか、あるいは報酬の審議会とか、そういったものはそりゃしょうがない。これはもう一つは、その案件については非常に専門性が必要だから、議員とか教育委員会だけでは判断できないと、そういう場合に僕は限ってこの審査会をつくるべきだと。こんなものを認めよったら、もうぶっちゃけた話、教育委員会が責任取りたくないから、審査委員会をつくって審査委員会の意見ですから審査委員会の中で結論出ましたと、こういうことですよ。そりゃあ松永記念館をどうするかとか何とか言うのは、総務委員会に持ってくればそれで済む話じゃないんですか。これ、審査会で多分1回で終わるといふんだったら、それは教育委員会が方針出していますよ、資料作っていますよ。僕はもうさっぱ

り分からない。もう、これ以上委員長にまともに審議されていないみたいですから、これ以上委員長を責めてもしょうがないからこれで止めますけれども、こんなもんをよう通したなと思います。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。

○総務文教厚生常任委員長（鶴瀬 和博君） いいですかね、一言。

○議長（豊坂 敏文君） はい。

○総務文教厚生常任委員長（鶴瀬 和博君） 今、町田議員のほうから審議未了ではないかというような御指摘を頂きました。教育長の答弁であったとおり、各施設には寄贈いただいた作品とか文化財、そしてまた今回、松永安左エ門記念館のあり方に関する提言書もあるわけです。それを、提言書を本来なら再度集まってその提言書について実行計画について計画するべきところであったんですが、今回それも含めて検討委員会の中で協議をして、そして再編の方向性については逐次議会のほうにも報告するというので、教育長には強く申入れをしております。それで、経過も含めて再度また決定の前に議会のほうにも説明がありますので、その中でも詳細については総務委員会はじめそれぞれ議会の中でも指摘、そして意見等も発言できるようにと考えておりますので、この内容について、私、委員長として審議未了とは考えてはおりません。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 私が言いよるとは、文化財の、その個別の文化財ありますよ。それで壱岐市が例えばこの前湯本であった灯籠みたいなやつ、教育委員会も把握していないような、灯籠が文化財であるかちょっとそれは分かりませんが、最終的には市が責任を負わないかんようなやつは、僕もそれはできるだけせげんとなくなってしまうほうがいいと思っています。でも、そういうのは、これは例えば小金丸記念館に展示してあるいろんな文化財と呼べるかどうか分かりませんが、絵とか銅像とかがあります。そういうのをどうするかなんかというのは、それは議会に一々報告せんでもそれは教育委員会の僕は仕事やろうと、基本的に。そのために文化財班がある、社会教育課があるんでしょ、それ。一々審査会——僕が言っているのは、審査委員会をつくる意味があるのかと。僕は、教育委員会の責任を逃れるための隠れみのみたいにしかならないと。市長は今度、批判覚悟で出されています。そんなことも一々審査委員会を開かないかんようやったら、もう僕は全く、今度、西部開発センターの休館、箱中の体育館のところも、これも休館です。こんなの政策判断で教育長やっています。こちらのほうが市民生活にはるかに大きい、影響が。僕はもう全く分からない。もうそれは止めます。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（鶴瀬 和博君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。土谷勇二産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（土谷 勇二君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（土谷 勇二君） マスクを取ります。

令和3年3月17日、壱岐市議会議長豊坂敏文様、産業建設常任委員会委員長土谷勇二。

委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順で行います。

議案第15号壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第21号令和2年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第22号令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第23号令和2年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第28号令和3年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第30号令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第31号令和3年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

委員会意見、議案第28号令和3年度壱岐市下水道事業特別会計予算について、下水道事業については、加入率を上げるため、今後も継続した加入促進に努めること。

議案第31号令和3年度壱岐市水道事業会計予算、水道事業は、現在、一般会計予算からの繰入金があれば採算が取れない状況である。しかし、今後は、独立採算を目指す観点から、適正な水道料金及び人口割合、経費削減等を考慮した上での試算を行い、将来的に料金改定の必要があると判断される場合は、年次的・段階的な実施を検討すること。その際は、十分に市民に説明し、理解を得ること。

また、引き続き事業計画に基づき、水道水の安定供給と有収率向上に努めること。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（土谷 勇二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。市山繁予算特別委員長。

〔予算特別委員長（市山 繁君） 登壇〕

○予算特別委員長（市山 繁君） 報告します。

令和3年3月17日、壱岐市議会議長豊坂敏文様、予算特別委員会委員長市山繁。

委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

議案第17号令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第13号）、原案可決。

議案第24号令和3年度壱岐市一般会計予算、原案可決。

委員会意見として、議案第24号令和3年度壱岐市一般会計予算のうち、一つ、9款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費のうち、聖火リレー事業予算については、議会に対して説明を行い、議会の了解を得た上で執行すること。

一つ、交付税の縮減による大幅な財源不足が深刻化しているなかにおいて、まちづくり協議会、SDGs関連予算、東京事務所等の政策的事業については、住民サービスに真に必要なものなのかを含めて見直しを検討すること。

一つ、突然の厳しい財政状況の発表は、市民へ不安と負担を与えるので、財政状況について積極的に分かりやすく情報を開示、説明すること。

以上であります。

○議長（豊坂 敏文君） これから、予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（市山 繁君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第9号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。植村議員。

〔議員（4番 植村 圭司君） 登壇〕

○議員（4番 植村 圭司君） マスクを外させていただきます。

議案第9号につきまして、私は、反対の立場で討論いたします。

教育委員会の説明は、壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会を新設する必要があるためとということでした。その検討委員会の必要性が不明でした。委員会開催回数も少

なくするとのことでしたが、少ない審議で解決するならば、そういう内容であれば、委員会を立ち上げるまでもなく、一定の方向性が既に確立されているものと思慮しております。

また、教育委員会所管の4施設再編を検討することですが、検討次第では、松永記念館の魅力を損なうことも想定されます。松永記念館とそこに隣接する資料館に小金丸幾久記念館や風土記の丘の所蔵物が持ち込まれたり、逆に、松永記念館の所蔵物が持ち出される可能性があるからです。何を主眼に4施設再編の検討をするのか明確に示されることがなかったのは残念でなりません。

さらに、財政のひっ迫が背景にあることをごさいました。目先の状況だけで文化財の扱いを安易に判断をすると、文化財の保存、整備、活用方法が適切に行われなくなる可能性があると考えております。

教育委員会所管の4施設再編にこだわった近視眼的で視野の狭い議論は今後の壱岐島内の文化財政策に禍根を残しかねません。その証拠に、平成31年3月に示された壱岐市歴史文化基本構想に基づく議論が予定にないことも分かりました。教育委員会の枠を超えて、島内の文化財をどうすべきかまず考えていただき、その検討の結果を踏まえて4施設再編の在り方を検討することが、長い目を見た場合の財政負担軽減や適切な文化財政策に結びつくと考えております。

以上の理由であることから、本議案には反対をいたします。

以上です。

〔議員（4番 植村 圭司君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） それではこれで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。音嶋議員。

〔議員（8番 音嶋 正吾君） 登壇〕

○議員（8番 音嶋 正吾君） 議案第11号、原案に対して賛成の討論を行います。

今日の財政危機を招き、市民生活に痛みを伴う財政調整をせざるを得なくなった経緯を思慮して、白川市長自らが決断をし、市長在任期間の給与削減額は少額ではあるとはいえ、一定の評価をすべきものと考えております。

先ほどの委員長審査意見書では、しかしと述べ、給与削減額は財政としてさほど影響はなくと冒頭で述べられましたが、二元代表制の一翼を担う議決機関である議会としても、かかる事態を招いた責任から回避できるものでは到底ないと考えております。

また、意見書においては、徹底した内部管理費削減、市民サービスを念頭に考慮して公共施設の統廃合、事業廃止、一時的な休止、縮小をこれまで以上に早急に取り組み、財政再建に向け、行財政改革への取組を急務に取り組むべきと述べております。このことは、当然なすべき基幹業務の一端を述べたに過ぎないと。

この期に及んで、執行部、議会が真摯に反省すべきであり、削減提案を厳粛に受け止めて、可決、成立をさせ、財政立て直すとともに、市民の負託に応えるべき決意を新たにするというのが議会としての最も大切で一丁目一番地であると考えております。

以上、原案に対して賛成の討論をいたしました。

〔議員（8番 音嶋 正吾君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。議案第11号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立少数です。よって、議案第11号は否決されました。

次に、議案第12号壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号老崎市敬老祝金条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号老崎市介護保険条例の一部改正についてから議案第16号老崎市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定についてまでの3件について一括討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号から議案第16号までの3件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第14号から議案第16号までの3件は全て可決されました。

次に、議案第17号令和2年度老崎市一般会計補正予算（第13号）から議案第23号令和2年度老崎市水道事業会計補正予算（第3号）までの7件について一括討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号から議案第23号までの7件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第17号から議案第23号までの7件は全て可決されました。

次に、議案第24号令和3年度壱岐市一般会計予算から議案第31号令和3年度壱岐市水道事業会計予算までの8件について一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第24号から議案第31号までの8件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第24号から議案第31号までの8件は全て可決されました。

日程第24. 同意第1号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第24、同意第1号壱岐市監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第1号、壱岐市監査委員の選任について御説明申し上げます。

次の者を壱岐市監査委員に選任するものでございます。

住所、壱岐市郷ノ浦町本村触304番地、氏名、吉田泰夫、生年月日、昭和23年1月28日生まれ。

提案理由は、監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市代表監査委員吉田泰夫氏が、令和3年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き吉田泰夫氏を監査委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、同意第1号を採決します。この採決は、起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

日程第25. 諮問第1号及び日程第26. 諮問第2号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第25、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第26、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 諮問第1号及び諮問第2号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣により委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号につきましては、芦辺町諸吉仲触の人権擁護委員辻川祐喜子氏が令和3年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく提案するものであります。

諮問第2号につきましては、芦辺町湯岳興触の人権擁護委員、西高正氏が令和3年6月30日をもって任期満了となりますので、後任として、箱崎江角触の田山忠彦氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく提案するものであります。

なお、各候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。御審議賜り、御了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第1号及び諮問第2号を一括採決します。この採決は、起立によって行います。本件は、これを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、諮問第1号及び諮問第2号の2件は、了承することに決定しました。

日程第27. 議員派遣の件

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第27、議員派遣の件を議題とします。

壱岐市議会会議規則第167条により、タブレットに配信のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については決定されました。

以上で予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。3月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（豊坂 敏文君） ここで白川市長から挨拶の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） マスクを取らせていただきます。

令和3年彦岐市議会定例会3月会議の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、3月2日から本日まで16日間にわたり本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本会議においては、本市の財政状況について御説明申し上げ、一般質問、予算特別委員会等において、議員皆様から多くの御意見等を賜ったところでございます。

その中で、施政方針において、次年度の取組の一つとして申し述べましたスーパーシティ構想事業について、議員皆様から大変厳しい御意見を頂きました。その後、熟慮を重ねた結果、今は新しいことに取り組むのではなく、財政の立て直しに全力を注ぐべきときであると判断し、本取組への挑戦については慎重に対応することといたしました。

将来を見据えた各種施策につきましては、これまで以上に事業の分析と検証に努め、真に必要な事業の選択を行うとともに、限られた経営資源を真に必要な事業に集中することにより、歳入規模に見合った適正な歳出行動の確立、いわゆる身の丈に合った財政運営に努めてまいりたいと考えております。

また、庁舎耐震改修工事や葬斎場建設、小中学校の校舎等改修など、大型施設の建設事業につきましては、今年度で大方のめどはついたものの、扶助費など社会保障経費や既存公共施設の老朽化による維持補修または更新、下水道事業等の他会計への繰出金の増加、さらには、過去に発行した地方債の元利償還金など、今後におきましても多額の経費が必要となる見込みであり、不足する一般財源に対しては、地方債の発行に加え、積立金の取崩しで対応せざるを得ない状況となっております。一般質問の答弁の中でも申し上げましたが、合併のスケールメリットを生かすことなく、旧町合併以前の住民サービスを可能な限り維持することに努めた結果、既存事業の見直し、市所有の公共施設、出先機関等の統廃合並びに受益者負担の原則に基づく使用料、手数料の適正な改定等を行ってこなかったことが現状に至った原因だと認識し、反省をいたしております。

将来の世代に負担を先送りすることのないよう、将来の財政運営のために適正な水準を確保しておく必要がございますので、基金に頼ることのない財政収支均衡の実現に向けて、既存事業の再点検と抜本的な見直しについて、これまでとは違った強力な行財政改革を断行していかなければならないと思っております。

今後、徹底した内部管理費の削減は当然であります。私自身が主導するチームを立ち上げ、財源不足に陥った原因分析と今後の方策について、早期に検討対応を進めてまいります。

施政方針において申し述べました、令和3年度を財政の立て直し元年と位置づけ、財政の健全

化に全力で取り組んでまいりますので、市民皆様には、将来にわたって持続可能な本市の行財政運営について、何とぞ御理解、御協力賜りますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、現在、保健環境部内に新型コロナウイルスワクチン接種推進チームを設置し、長崎県や壱岐医師会と連携を図り、円滑な接種に向け準備を進めております。本市におきましては、かかりつけ医師の医療機関で受けていただく個別接種と、市内の公共施設で実施する集団接種並びに高齢者施設等での巡回接種を並行して実施する方向で検討を進めております。可能な限り、迅速かつ円滑に接種が開始できるよう、推進チームを中心に、関係機関と一体となって体制整備を図ってまいります。

また、今回、NHK全国放送公開番組「真打ち競演」が壱岐市で開催される運びとなりました。番組では、ベテラン芸人による落語、漫才、漫談の至芸をお楽しみいただけるものとなっております。日程は、5月21日金曜日午後6時から午後8時まで、ゲストに、落語家の桂竹丸さん、なぞかけで有名な漫談家のねづっちさんや、コミカルソングのテツ and トモさん、動物ものまねの江戸屋子猫さんなど、多数の芸人の方をお迎えし、壱岐の島ホールで開催されます。コロナ禍において、社会全体で暗い話題が多い中、市民皆様の元気や笑顔につながればと思っており、御決定いただきましたNHK長崎放送局様に心から感謝を申し上げる次第であります。

結びに、本会議において賜りました御意見等を真摯に受け止め十分尊重し、持続可能な壱岐市の将来に向けた市政運営に努めてまいりますので、今後とも議員各位、市民皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に際しての御挨拶といたします。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、令和3年壱岐市議会定例会3月会議を終了いたします。お疲れさまでした。

午前10時55分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 牧永 護

署名議員 赤木 貴尚